

こんにちは赤ちゃん事業実施ガイド
—先進事例集—

平成19年2月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来たしやすく不安定な時期であるにもかかわらず、少子化と核家族化の進行により周囲からの支援を受けることが困難な状況にあることが少なくありません。支援が得られない状況に置かれている母親は、周囲から孤立し育児不安を抱えながらも子どもの世話に追われるため、このような状況は母親を追い詰め、産後うつ発症やひいては児童虐待の一因となることが指摘されています。

このため、厚生労働省では生後4か月までの新生児・乳児がいる家庭全てを訪問し、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を図るための「生後4か月までの乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業。以下同じ。）」を創設しました。

各市町村においては、これまでも新生児の訪問指導等により家庭訪問が実施されているところですが、さらに本事業により生後4か月までの乳児がいる全ての家庭への訪問を実現していただくために、既に全戸訪問を実施している市町村にご協力いただき、今般「こんにちは赤ちゃん事業実施ガイドー先進事例集ー」を作成しました。これを参考に、各市町村の実情に応じて事業が全国で実施されることを期待しております。

なお、事業の実施に当たっては「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施について（案）」も合わせて必ずお読み下さい。

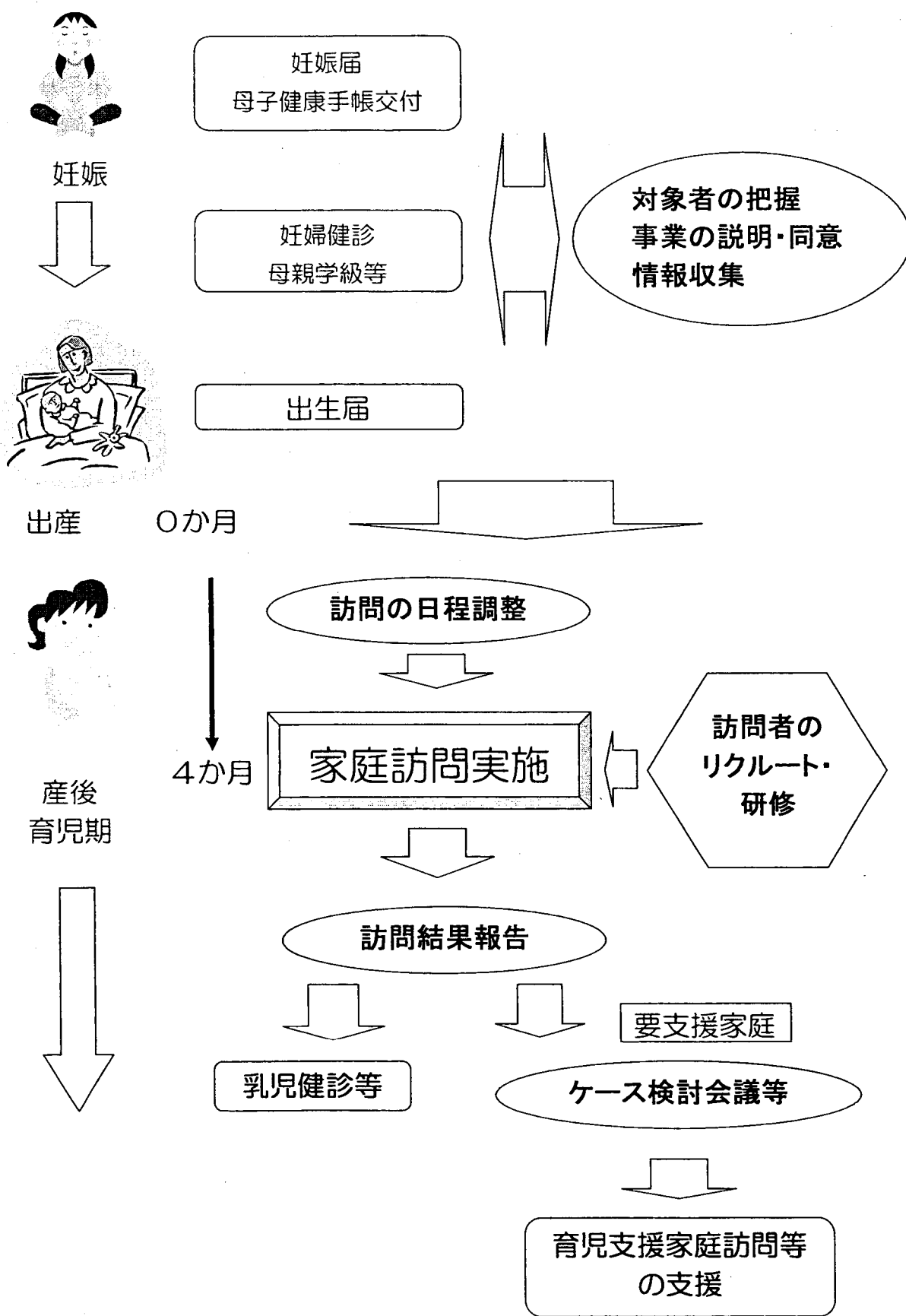
平成19年2月

目 次

1. 事業の概要.....	1
2. 対象家庭と実施計画	3
3. 事業の周知.....	4
4. 個人情報保護と訪問の同意.....	4
5. 訪問時期.....	6
6. 訪問者のリクルート	6
7. 訪問者の研修	7
8. 訪問時に提供する書類等	9
9. 訪問の内容.....	10
10. リスクアセスメント.....	12
11. 訪問結果のとりまとめ.....	14
12. その他	15
参 考 資 料.....	16

1. 事業の概要

- この事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的としていること。
- 全戸訪問を実現するためには、その趣旨を住民に広く周知するとともに、対象者には妊娠届・母子健康手帳交付の際や妊婦健診、出生届の際等を活用して周知を図り、事前に訪問日時の手続きを得るなど事前の取組が重要であること。
- また、より有効な事業とするためには、訪問内容について精査し、訪問者の採用方法及び研修について具体的に決め、訪問の質を一定に保つよう努めることが重要であること。
- 訪問結果については、市町村の担当部署に報告し、保健師等の専門職を中心にアセスメントを行い、必要に応じてケース検討会議を開催し、支援が必要な家庭に対して育児支援家庭訪問事業等による継続支援を行うことにより、母親の育児疲れや育児不安等を軽減し、児童虐待の防止や子どもの健全な育成を図ること。



2. 対象家庭と実施計画

- 対象家庭は、生後4か月までの乳児のいる家庭全てとすること。
- 対象家庭は、妊娠届（母子健康手帳交付時）や出生届の際に把握すること。
- 対象家庭への訪問実績が100%となるよう実施計画を策定すること。ただし、事業を開始した年度内にこうした目的を達成する体制整備が困難な場合は、平成21年度までに段階的に実施することも差し支えないこと。
- 既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動との役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

役割分担の例示

【新生児訪問指導では要支援家庭をカバーし、こんにちは赤ちゃん事業ではそれ以外を訪問】

《要支援家庭と考えられる対象》

- ・ 母体が心疾患、腎疾患、糖尿病、精神疾患等重大な基礎疾患を有する場合
- ・ 若年出産の場合
- ・ 多胎出産の場合
- ・ 対象乳児のきょうだいへの虐待により児童相談所や市町村が関与している家庭の場合
- ・ 一人親家庭の場合
- ・ 出産前後で転入した場合
- ・ その他要支援家庭として市町村が把握している場合 等

【埼玉県鶴ヶ島市の場合】

- 新生児訪問指導→保健センター保健師が実施
第1子全て、及び第2子以降の希望者とハイリスクケース
- 育児支援家庭訪問事業（平成18年度）→こども支援室育児支援家庭訪問員（心理士、保育士資格保持者）
新生児訪問指導対象者以外の第2子以降

3. 事業の周知

- 広報誌、ホームページ等により事業の実施を広報すること。
- 母子保健手帳交付時や出生届の際に事業の実施に関する文書を手渡し、説明する等により周知を図り理解を得ること。
- 妊婦健診、母親教室等において、本事業の周知を図ること。
- 産科医療機関等に対し事業の実施について説明し理解を得るとともに、要支援家庭や出産後の長期入院等に関する情報提供の協力を得ること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師等が妊婦と面接し、出産後、母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明している。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 母子健康手帳の中に事業の案内のリーフレットを挿入
- 新聞や広報等で周知

4. 個人情報保護と訪問の同意

- 訪問者の守秘義務について市町村の事業実施要綱で規定を定めたり、採用に当たっては市長の委嘱を行い守秘義務を課すなどして個人情報保護に努めること。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際等に、事業の実施について対象者に説明し同意を得ること。
- 訪問記録等の取扱い及び管理方法について取り決めること。
- 訪問の際、訪問者は写真入りの身分証を提示するなどして身分を明らかにすること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師が妊婦本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。
- 出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。
- 上記「母子保健推進員訪問カード」をヘルスステーション（保健センター）で集約し、保健師が各地域の母子保健推進員に手渡し、母子保健推進員は訪問終了後、訪問結果を同カードに記録し、保健師に報告する際に提出している。
- 母子保健推進員は、訪問の際、市が発行した顔写真入りの身分証を首から下げ、市から委嘱を受けている者、本人であることを示している。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が訪問）の場合】

- 愛育会の連絡員以上の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱し、守秘義務を課している。
- 妊娠届出の際、母子保健推進員の訪問同意書を手渡し、同意した場合に訪問を実施している。
- 訪問の際、「母子保健推進員証」を携帯している。